

# 宮津市公報

平成30年1月4日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 34 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例 ..... 1  
35 宮津漁師町観光商業センター条例 ..... 1  
36 宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 ..... 3  
37 宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例 ..... 3  
38 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 4  
39 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 4

### 規 則

- 23 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 ..... 11  
24 宮津市B & G海洋センター条例施行規則 ..... 12

### 告 示

- 134 宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱 ..... 14  
135 宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 15  
136 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（梅ヶ谷自治会） ..... 15  
137 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 ..... 16  
138 宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 ..... 16  
139 宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 ..... 16  
140 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区） ..... 16  
141 宮津市公の施設の指定管理者の指定 ..... 17  
142 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 ..... 18

### 公 告

- 60 公示送達 ..... 18  
61 平成30年度宮津市職員採用候補者名簿搭載試験【後期試験】の合格者 ..... 18  
62 公示送達 ..... 19  
63 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 19

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 19  
19 宮津市公の施設の指定管理者の指定 ..... 19

### 公 平 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市公平委員会委員長の選任 ..... 20

## 条 例

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

### 宮津市条例第34号

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例

宮津市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第7号まで」を「第5号まで及び第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津漁師町観光商業センター条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

### 宮津市条例第35号

宮津漁師町観光商業センター条例

（設置）

第1条 本市の海の幸をはじめとする食の魅力を発信することにより、観光客の誘客と特産品の販売促進等を図り、もって産業の振興に資するため、宮津漁師町観光商業センター（以下「センター」という。）を宮津市字漁師1775番地の25に設置する。

（施設の構成）

第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 飲食・物販・加工施設
- (2) 体験工房
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な施設及び設備  
（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の許可及び第9条第1項の許可に関する業務
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、指定管理者（前条第2号に掲げる業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、市長。以下この条、次条、第9条及び第12条において同じ。）にその許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) 管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めるとき。

## (許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例、規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき。
- (4) その他指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

2 前項第1号から第3号までに該当し、同項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

## (利用料金等)

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 使用者は、市長が使用の許可を行ったときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を市に納付しなければならない。この場合において、使用料の減免等については、利用料金の例によるものとする。

## (利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

## (開所時間等)

第8条 センターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

## (特別の設備等)

第9条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設置し、当該施設に変更を加え、又は備付け以外の器具の持込み利用をするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備等を備えさせることができる。

## (目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (原状回復)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用の許可若しくは第9条第1項の許可が取り消されたときは、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

## (遵守事項)

第12条 使用者及びセンターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、センター内の規律を守り、この条例、規則その他指定管理者の指示に従わなければならない。

## (賠償責任)

第13条 使用者等は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

## (委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第 6 条第 2 項の規定による利用料金の額の設定は、この条例の施行の日前においても当該規定の例により行うことができる。  
(宮津市食品卸売センター条例の廃止)
- 3 宮津市食品卸売センター条例（平成 2 年条例第 16 号）は、廃止する。  
(重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 4 重要な公の施設に関する条例（平成 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(12) 宮津漁師町観光商業センター

別表（第 6 条関係）

センターの利用料金の上限の額

区 分		上限額
飲食・物販・加工施設	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3,000 円
体験工房	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3,000 円

備考 利用料金は、共益費を含むものとし、光熱水費は実費相当額として別途加算する。

\* \* \*

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 36 号

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例（昭和 62 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 37 号

宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例

(宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の廃止)

第 1 条 宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例（昭和 61 年条例第 9 号）は、廃止する。

(宮津市特別会計設置条例の一部改正)

第 2 条 宮津市特別会計設置条例（昭和 62 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 2 条中「前条第 2 号、第 4 号及び第 5 号」を「前条第 3 号及び第 4 号」に改める。

(宮津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 宮津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 給水区域は、次に掲げる市の区域であって厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。

本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、

安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獵師、鍛冶、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、小田、喜多、今福、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、日置、畑、下世屋、松尾、上世屋、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、奥波見、日ヶ谷

第2条第3項中「15,500人」を「18,100人」に改め、同条第4項中「8,980立方メートル」を「12,200立方メートル」に改める。

(宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第4条 宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(簡易水道事業の用に供する水道の場合は、市長)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第38号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

————— \* \* \* —————

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第39号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の162.5」とする」を「100分の167.5」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	

43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	

92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				
再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	号給	円	円	円
	1	158,300	174,400	293,700
	2	159,800	176,500	296,400
	3	161,300	178,600	299,300



4	162,800	180,800	301,800
5	164,500	182,900	304,400
6	166,500	185,100	306,800
7	168,300	187,300	309,100
8	170,100	189,600	311,600
9	171,900	191,900	314,000
10	174,100	194,700	316,600
11	176,100	197,500	319,400
12	178,100	200,200	322,300
13	180,100	203,100	324,800
14	182,400	204,800	326,900
15	184,600	206,600	328,900
16	186,800	208,300	331,200
17	189,100	210,100	333,300
18	191,800	211,800	335,600
19	194,300	213,600	337,900
20	196,800	215,200	340,000
21	199,400	217,000	342,300
22	201,100	218,900	344,600
23	202,800	220,800	346,900
24	204,500	222,800	349,200
25	206,100	224,500	351,100
26	207,700	226,500	352,900
27	209,300	228,500	354,800
28	210,800	230,600	356,700
29	212,500	232,500	358,600
30	214,300	235,200	360,400
31	216,000	238,000	362,100
32	217,700	240,700	364,000
33	219,200	243,300	365,500
34	220,900	246,200	367,300
35	222,700	248,800	368,800
36	224,400	251,500	370,600
37	225,900	254,100	372,500
38	227,600	256,600	374,000
39	229,300	259,100	375,500
40	231,100	261,400	377,100
41	232,700	264,200	378,200
42	234,400	266,600	379,600
43	236,000	268,800	381,000
44	237,700	271,100	382,500
45	239,400	273,200	384,100
46	240,900	275,400	385,700
47	242,200	277,600	387,300
48	243,600	279,700	388,800
49	245,000	282,000	390,200
50	246,500	284,000	391,800
51	248,000	285,900	393,300
52	249,200	288,000	394,700

53	250,300	289,800	395,900
54	251,700	292,200	397,200
55	252,900	294,600	398,300
56	254,200	297,100	399,500
57	255,400	299,200	400,900
58	256,600	301,700	402,100
59	257,700	304,100	403,300
60	258,900	306,800	404,600
61	260,300	309,200	405,800
62	261,500	311,700	406,900
63	262,800	314,200	408,300
64	263,700	316,500	409,600
65	264,700	318,900	410,800
66	266,100	321,100	411,900
67	267,500	323,200	413,100
68	269,000	325,400	414,200
69	270,700	327,600	415,300
70	272,200	329,700	416,500
71	273,700	331,900	417,700
72	275,100	333,900	418,900
73	276,100	336,100	419,500
74	277,300	338,200	420,300
75	278,700	340,400	421,000
76	279,900	342,700	421,500
77	281,200	344,400	421,800
78	282,300	346,300	422,200
79	283,500	348,000	422,600
80	284,700	349,800	423,100
81	285,900	351,700	423,400
82	286,900	353,500	423,800
83	288,100	355,000	424,200
84	289,300	356,800	424,500
85	290,300	358,000	424,800
86	291,200	359,700	425,200
87	291,900	361,200	425,600
88	292,900	362,700	425,900
89	293,900	364,100	426,200
90	294,900	365,400	426,500
91	295,800	366,900	426,800
92	296,700	368,300	427,000
93	297,000	369,800	427,200
94	297,700	371,100	
95	298,400	372,400	
96	299,200	373,600	
97	300,000	374,700	
98	300,800	375,700	
99	301,600	376,700	
100	302,400	377,700	
101	303,300	378,600	

102	303,800	379,600	
103	304,300	380,600	
104	304,800	381,600	
105	305,000	382,400	
106	305,400	383,400	
107	305,700	384,300	
108	305,900	385,300	
109	306,100	386,100	
110	306,300	387,100	
111	306,600	388,100	
112	306,900	389,100	
113	307,100	389,700	
114	307,300	390,600	
115	307,500	391,600	
116	307,800	392,500	
117	308,100	393,300	
118	308,400	394,000	
119	308,700	394,800	
120	309,000	395,600	
121	309,100	396,200	
122	309,300	397,000	
123	309,600	397,700	
124	309,900	398,400	
125	310,200	399,100	
126		399,800	
127		400,300	
128		400,900	
129		401,600	
130		402,200	
131		402,700	
132		403,200	
133		403,500	
134		403,800	
135		404,100	
136		404,400	
137		404,700	
138		405,000	
139		405,300	
140		405,600	
141		405,900	
142		406,200	
143		406,500	
144		406,900	
145		407,100	
146		407,400	
147		407,700	
148		407,900	
149		408,100	

再任用 職員		227,600	274,100	328,100
-----------	--	---------	---------	---------

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第 2 の 2 (第 4 条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 4 項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第 2 号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。
- 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 規 則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第23号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の105以上100分の170以下」を「6月に支給する場合には100分の105以上100分の170以下、12月に支給する場合には100分の117以上100分の190以下」に改め、同条第2号中「100分の93以上100分の105未満」を「6月に支給する場合には100分の93以上100分の105未満、12月に支給する場合には100分の104以上100分の117未満」に改め、同条第3号中「100分の85以上100分の93未満」を「6月に支給する場合には100分の85以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の95以上100分の104未満」に改め、同条第4号中「100分の85未満」を「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の40超」を「6月に支給する場合には100分の40超、12月に支給する場合には100分の45超」に改め、同条第2号中「100分の40」を「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改め、同条第3号中「100分の40未満」を「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合には100分の105以上100分の170以下、12月に支給する場合には100分の117以上100分の190以下」を「100分の111以上100分の180以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の93以上100分の105未満、12月に支給する場合には100分の104以上100分の117未満」を「100分の99以上100分の111未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の85以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の95以上100分の104未満」を「100分の90以上100分の99未満」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」を「100分の90未満」に改める。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の40超、12月に支給する場合には100分の45超」を「100分の42.5超」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」を「100分の42.5未満」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市B&G海洋センター条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第24号

宮津市B&G海洋センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市B&G海洋センター条例(平成29年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 条例第7条に規定する宮津市B&G海洋センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第7条に規定するセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1及び第3月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

3 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 市長は、指定管理者が条例第2条第1号に掲げる業務を行うことができない場合であって、センターの管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

（使用の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津市B&G海洋センター使用申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、申請書を受理し、適当と認めるときは、使用を許可するものとする。

（利用料金の承認）

第5条 指定管理者が条例第5条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、宮津市B&G海洋センター利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮津市B&G海洋センター利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

（利用料金の精算）

第6条 既納の利用料金に不足が生じたときは、使用終了後直ちに精算しなければならない。条例第5条第5項の規定により使用料を納付したときも、また同様とする。

（利用料金の還付基準）

第7条 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 10分の10

(2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10分の8以内

(3) 使用日の1月前までに使用の取消し又は変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 10分の8以内

(4) 使用日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10分の5以内

（利用料金の減免基準）

第8条 条例第6条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が使用するとき 10分の10

(2) 宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）第1条に規定する小学校、宮津市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）第1条に規定する中学校若しくは与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の教育課程における活動又は宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）第1条に規定する幼稚園若しくは宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）第2条に規定する保育所による保育活動に使用するとき 10分の10

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市B&G海洋センター利用料

金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 センターの使用の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場所及び設備以外のものを使用しないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障をきたすような行為をしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第10条 センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 風紀を乱し、又は他の使用者に迷惑をおよぼすような行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失すること。
- (4) その他指定管理者が体育館の管理上必要と認めて禁止する行為

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による利用料金の額の設定は、この規則の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

## 告 示

宮津市告示第134号

宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成29年9月に来襲した台風18号により被災した市民に対し、本市内外から寄せられた義援金を公正かつ適切に配分するため、宮津市台風18号被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金に関する次の事項について審議する。

- (1) 配分対象に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) その他配分に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会の代表者

(2) 社会福祉関係団体の代表者

(3) 市の職員

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、義援金の配分が完了した日にその効力を失う。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第135号

宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市お試し住宅事業実施要綱（平成29年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるところにより、無料とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年3月17日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 梅ヶ谷自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 杉山雄作

3 変更年月日 平成29年2月22日

4 変更の理由 団体役員の変更による。

平成29年12月25日

宮津市長 井上正嗣

————— \* \* \* —————



## 宮津市告示第137号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成29年12月25日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第107号

(1) 名称 タニグチ電工

(2) 所在地 (変更前) 与謝郡与謝野町字幾地1178番地の1  
(変更後) 与謝郡与謝野町字幾地1693番地の3

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第138号

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2月1日」を「1月4日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第139号

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2月1日」を「1月4日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

## 記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 川崎 真 二
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第141号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成29年12月27日

宮津市長 井上正嗣

- 1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 世屋高原家族旅行村（宮津市字松尾96番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 世屋高原活用協議会  
代表者 代表 西 原 美知子  
所在地 宮津市字木子1017番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 宮津市天橋立ユース・ホテル（宮津市字中野905番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 一般財団法人京都ユースホテル協会  
代表者 会長 堀 場 厚  
所在地 京都市右京区太秦中山町29 宇多野ユース・ホテル内
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 宮津市福祉センター（宮津市字鶴賀2085番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会  
代表者 会長 細 見 節 夫  
所在地 宮津市字鶴賀2085番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 6 宮津市デイサービスセンター松寿園（宮津市字惣420番地の1）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人北星会  
代表者 理事長 今 出 陽一朗  
所在地 宮津市字宮村1277番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 7 宮津市デイサービスセンターはまなす苑（宮津市字由良1289番地の1）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人北星会

- 代表者 理事長 今 出 陽一朗  
所在地 宮津市字宮村1277番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 8 由良診療所（宮津市字由良761番地の1）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 YMSほりかわ  
代表者 代表 堀 川 義 治  
所在地 宮津市字獅子崎1162番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 9 宮津市林業振興センター（宮津市字須津2268番地の4）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 宮津地方森林組合  
代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春  
所在地 宮津市字須津2268番地の4
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 10 宮津市海洋つり場（宮津市字小田宿野816番地の1地先）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 小田宿野自治会  
代表者 会長 狩 野 清 貴  
所在地 <省 略>
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第142号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成29年12月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 指定番号 宮下水道指定第72号

- (1) 名 称 山崎工務店株式会社  
(2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字三河内2035番地  
(3) 代 表 者 代表取締役 山 崎 善 重

## 公 告

## 宮津市公告第60号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年12月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第61号

平成30年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年12月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 受験番号

I 1 0 0 5      I 1 0 0 9      O 5 0 0 1      S 7 0 0 2  
X 9 0 0 1

————— \* \* \* —————

宮津市公告第62号  
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。  
平成29年12月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間  
自 平成29年12月25日  
至 平成30年1月9日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

## 教育委員会

## 《告 示》

## 宮津市教育委員会告示第18号

平成29年第16回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。  
平成29年12月18日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成29年12月21日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル（ミップル）〕4階  
応接会議室

————— \* \* \* —————

## 宮津市教育委員会告示第19号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成29年12月27日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
 代表者 理事長 森口英一  
 所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
 代表者 理事長 森口英一  
 所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 元結屋27  
 代表者 会長 大江昌嗣  
 所在地 宮津市字河原1850番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 公平委員会

### 《告 示》

宮津市公平委員会告示第1号

地方公務員法(昭和25年法律261号)第10条第1項の規定により、宮津市公平委員会委員長に次の者を  
 選任したので、宮津市公平委員会規則(昭和41年公平委規則3号)第2条第4項の規定により告示する。

住 所	氏 名
<省 略>	小 谷 淳 一

平成29年12月18日

宮津市公平委員会